



全世界の富
と利用する
満洲富叢策

井土 経重著

040406-000-6

79-572

満洲富叢策（全世界の富を利用する）

井土 経重／著

M 38. 5

BDD-0535



井上経重著

全世界の富

利用する

滿洲富集業

明治
38 6 5
内文

自序

支那の前途は如何、シヨツベンハウエルは嘗つて其の衰亡を豫言し、ウチルズレー將軍は黃禍を倡道す、余を以て見れば二説共に非なり、支那の前途は蓋し平和なる商業帝國是れのみ、吾人は今にして悔らくは支那を誤解して日清の役を興し寸前闇黒五里夢中的一大盲戦を爲したりしを、看よ、日本が三國干涉半島還附の屈辱を受けたるは日清の役にあらざりしか、又支那をして露佛獨の三國に對し旅順膠州灣及び廣州灣の租借を肯んぜざ

るを得ざらしめ剩へ英をして威海衛に伴食せし
むるにあらずや、古來支那が列國の爲めに酷誅苛
求せられたる未だ之より太甚しきはあらず、而し
て日本の贏得たる所何物かある、最爾たる邊海の一
孤島と陸海軍の實地演習是れのみ、臺灣の如き
は若し之れを望まば莫大なる戰費の一小部分を
以て談笑の間に買收するも難しとせざる所なり、
且夫千有餘年來の友邦をして我れと睽離し露國
に依頼せしむるに至る、看來れば日清の役は殆ん
ど日本に利する所なく又支那をして全海岸の要
點を他國の手中に委せしむ、嗚呼日清の役は眞に

千古の愚舉なりき、而して後年に至り支那保全を
説く豈亦晚からずや、然れども亡兒の齡を算ふる
將た何の益する所ぞ、唯日本は今之征露の舉に於
いて全幅の精神を傾注して満洲の爲めに謀り併
せて深く自から警しむる所なかるべからず、今茲
に満洲富籤策を世に公けにするに方り、敢て當年の失舉を痛斥して一般國民を警醒すと云爾

明治三十八年五月

井土靈山識

例 言

一 吾友長州人松井淳平氏變者商用を帶び營口、遼陽、青泥窪等の各地を歴遊して我が軍占領後の實況を視察し、歸來余が寓を訪ひ歴遊中目観耳聞する所を擧げ我が政府發行する所の軍票價格の下落又之れが爲め國庫に及ぼす損毛の尠からざる事及び支那人が好んで富札を買ひ之れを買ふを以て一種の貯金法の如く見做すの風習ある事并に軍票を回収するは富籤法の外に良策なき事等を説く、余之れを聽き氏の説を可とし、且告げて曰く試みに一篇の富籤策を草せんと、後數日諸書を涉獵して富籤に關する歐米の先例數則を得、終

に一篇の文を結成す本書即ち是れなり。

一後又數日にして松井氏再び來り過ぐ、乃ち蕪稿を示し俱に通讀一過、氏案を拍つて快を呼び、且曰ふ余が知人松岡某余の説を聽くの後間もなく軍票回收の爲めに於る富籤施行の件を其の筋に出願し、自下詮議中に屬す、又清人盧某も同様の出願を爲せり云々と、余曰ふ是等出願者の計畫は單に軍票回收に利するに外ならざるべし、余の意見にては満洲防衛費の補充及び満洲大學設立の資を得て利と義と並び行はるゝの優れるに若かず、出願者並に當局者の着眼果して茲に及べるや否やと、氏曰ふ兎に角此一篇を公けにして可否を世論に問ふべしと、余之れを可とし終に清水書店に謀り

上梓せしむ、此間匆忙篇章を安排し文字を洗鍊するの餘暇なし、看者乞ふ此亂雜文字に就いて立論の要旨を推讀せられんことを、

一篇中富籤法の組織如何に至りては之れを當局者の調査立案に望み全く闕如す、印刷成るの後に至り龍を描いて睛を點ぜざるの感あり、乃ち左に愚案の組織大要を掲げて看者の参考に供す

滿洲富籤法案の大要

一金百六十萬圓 富札八十萬枚賣出金の收入總額
一金八十萬圓 當り札其他分配金總額
一金七十萬圓 本事業の所得總額

内

一金七十萬圓 本事業の所得總額

一、金十萬圓 廣告、富札賣出手數料其他一切の事業費

- ◎ 富札は第一號より第八十萬號まで總數八十萬枚とす
 - ◎ 第一番當り札金五十萬圓最低分配金五百圓とし分配金を受くべき札數は通計五千枚とす
 - ◎ 丸札一枚の賣出價格を貳拾圓とし更に之れを半札四半札等に分割して最低價格金壹圓までに至らしむること本書中に掲出したるルイジアナ州富鐵會社の例に倣ふべし
 - ◎ 分配札は少くも五千枚彼の近數分配同一尾數分配等是亦右會社の例に倣ふべし
 - ◎ 滿洲方面に於いては賣出代金は可成軍票にて收受する方法を設け軍票回收の目的を達せんことを務むべし
 - ◎ 富札賣出に就いては獨り滿洲方面のみに止まらず支那内地交通の便
- 宜ある處には可成行渡らしむること肝要なり又諸外國に對しても妨げなき限り賣出を試むべし特に香港上海天津芝罘等の在留諸外國人の同情を呼び來らんことを務むべし
- ◎ 回數は毎月一回とす但し當初は先づ二箇月に一回位を試み廣告の引渡るを待つて毎月一回とすべきか
- ◎ 每回の所得金總額は之れを三分して軍票回收、滿洲防衛費補充、滿洲大學設立費に分配を爲すべし
- ◎ 此事業は政府の責任ある監督の下に特に之れが爲め組織する民間の株式會社又は合資會社をして經營せしむるを可とす

明治三十八年五月

目 錄

緒言	一
唯富鐵法あるのみ	四九
軍票の回收	一四
滿洲防衛費の補充	一五
滿洲大學の設立	三〇
世の論議如何	三七
新世界の公例	四一
舊世界の沿革	四四
富鐵の解	四九
富鐵論の首唱者	四九

非難の一二 二
結論 五〇
五八

目 錄終

滿洲富籤策

井 土 經 重 著

緒 言

モルトケ將軍嘗つて軍備擴張を非難する人々に答へて曰く。然り、軍備擴張の爲め破産するも知れず。然れども之れなくんば敵國に亡されん』と、是に於いて非難者皆舌を結んで言ふ所なかりき、未だ知らず今日の日露戰局は果して何れの時に終了すべきか、明年か明後年か將たそれ以上幾何の久しきに及ぶべきか、英國は南亞の一小國トランスバール

を征討するに三年間に二十一億圓の軍資を要したりき。今我が國は世界の一大國たる露西亞を征討するに於いて更に多大の軍資を要すべきは言を俟たざる所ならん、大山將軍も他日それ或はセルトケの口吻を學んで曰はん「然り、軍費にて破産するも知れず、然れども之れなくんば敵國に破られん」と茲に知る。我が征露の軍費は縱令幾何の鉅額に上るも國民は破産を甘じて之れが要求に應ずる外なきを、斯る舞臺に登場せる桂總理大臣はピットの手腕なきもグラッドストンの威望なきも、公債を起すに於いて將た租稅を増すに於いて何の雑作もなからん、唯恐るゝ所は我が國財政の前途是れのみ、英佛戰爭當年のピットに看よ、彼は盛んに公債を起し頻りに英蘭銀行に借上げ、其の極や英蘭

銀行をして佛軍ならざる取附者の包圍中に陥らしめ、終に政府の命を以て國會の開くるまで正貨兌換を停止せしめ、聽て國會の開かるゝや國會は五十二日間の兌換停止を議決したり、而して此五十二日間は竟に延び々々て二十有四年の久しきに亘り、其の間鉅萬の價值なき不換紙幣は國內到る處の金庫に堆積したりしにあらずや、去れば後年バッカストンはピットを評して曰く「ピットは平和時代には嚴格なる經濟家たりしに似ず、戰亂時代には甚しき浪費者なりき」と、レオン、レビーは曰く「鉅萬の軍資を辨じたるピットの手腕や非凡なり、然れども莫大の負擔を國民に殘したる罪亦輕からず」と、クリミヤ戰爭に於いてはグラッドストンは極力ピットの借金政策を排撃して軍資を租稅に求めし

が、嘗つて借金政略に苦められたる國民は唯々として之れに應じたりき。今や我が桂總理大臣は一人にしてピットたるべく又グラッドストンたる易々の業のみ、斯くの如く世界に有數なる二大政治家を一身に示現しつゝある古往今來絶えて無くして僅かに有る所の一大政治家桂總理大臣に向つて富籤策を獻ぜんとする者は其の突飛なるに驚かん、又或る者は其の滑稽なるを笑はん、然れども看よ彼の米國人の所謂國父なる至つて眞面目のワシントンは獨立戦争の際余輩の今將さに言はんとする所を實行したり。しにあらずや。

唯富籤法あるのみ

満洲の野は血の雨に飽けり、之れと同時に満洲の民は金の雨に潤へり、獨逸の哲學家ビューヒネルは物質循環の一例を説いて曰く「ウオートルローの戦争に戦死したる英軍の遺骸は之れを英國に輸送して埋葬せり、之れが爲め後年土地を肥やし麥の收穫を多からしめたり」と、吾人は今哲學的の冷かなる頭脳を以て血の雨の餘澤を説くに忍びざるものと其の西より來れるものとの二に分たざる可らず、而して其の東より至るべき雨量を見るに日本は昨年第一次の戦時財政計畫として軍資五億三千六百萬圓の協賛を帝國議會に得、更に第二次の戦時財政計畫として軍資七億圓

並に同豫備費八千萬圓の協賛を得たり、今之れを通計すれば十三億一千六百萬圓の鉅額に上る、又其の西より來れる雨量は測候所の設けなく未だ正確に之れを知る能はざるも在露都佛國ル、タン新聞通信員が最近に至れるまで露國の戰費其の他滿洲方面に於ける一切の損害を合算して二十億圓を越ゆと報ぜり、去れば東西兩方面より集中して滿洲の野を壓しつゝある全雨量は今日までの所にては約三十億圓と測定せらる、此内他方面に向つて散逸したるものゝ如何に多大なるかを推想するに足る、此等軍資供給の點に就いては日本も露國も略同様に内國に絞り外國に吸ひ以て之れが供給を爲せるもの也、故に今之れを大觀すれば

日露の兩國は其の間に多寡難易の別こそあれ均しく鉅額の金を世界の市場に借り來つて共に其の一大部分を滿洲方面に散布しつゝあるものと謂ふべし、是に於いてか滿洲の野は宛然黃白の吹雪を觀る也、而して彼等滿洲民は朝に北歸の留客を送り夕に東來の圓賓を迎ふ、彼等に取つては『千客萬來』の大語も今は餘りに其の謙辭なりしを感ずる、ならん、由來支那は世界唯一の出稼國にして流石の新開地なる米國すら持餘す程の大出稼國なりき、然るに今や滿洲方面には世界の如何なる大會社も到底企て能はざる所の大事業——戰爭——の起るありて、經費の如何に莫大なるに頓絶、着せず、損害の如何に多大なるも顧慮せず、夜は火花を以て闇黒を破り、晝は黒煙を以て日色を鎧し、黃白兩人種約八十

萬。の。壯。丁。は。石。破。天。驚。の。間。に。鐵。火。の。事。業。に。勞。働。す。る。を。見。る。
隨。つ。て。此。大。事。業。の。爲。め。に。專。門。以。外。の。勞。働。者。を。要。す。る。こ。と。
極。め。て。多。く。平。時。に。在。つ。て。は。遠。く。布。哇。北。米。等。に。勞。働。を。求。め。
た。る。出。稼。國。民。は。坐。し。て。二。大。華。客。の。到。來。に。接。し。て。平。日。に。三。
倍。す。る。所。の。賃。銀。を。投。與。せ。ら。る。真。に。是。れ。千。載。の。一。遇。也。今。單。
に。是。等。の。賃。銀。を。計。上。す。る。も。莫。大。の。金。額。な。る。に。此。他。這。般。絕。
大。事。業。の。爲。め。に。滿。洲。一。帶。に。散。布。す。る。費。金。の。多。大。な。る。蓋。
又。意。料。の。外。に。あ。ら。ん。要。す。る。に。日。露。兩。國。は。世。界。の。大。市。場。よ。
り。鉅。大。の。金。額。を。引。出。し。來。つ。て。其。の。大。部。分。を。滿。洲。に。放。下。し。
つ。ゝ。あ。る。に。外。な。ら。ず。然。ら。ば。則。ち。其。の。既。に。滿。洲。に。散。布。せ。る。
資。金。を。吸。收。す。る。の。策。は。今。日。の。一。大。急。務。に。あ。ら。ず。や。余。輩。思。
ふ。に。其。の。策。唯。富。鐵。法。ある。の。み。而。し。て。其。の。目。的。と。す。る。所。は。

(一)軍票の回収 (二)滿洲防衛費の補充 (三)滿洲大學の設立 即ち
是れ也。

軍票の回収 (目的の二)

我が征露の役や其の眼目は滿洲保全に在り、故に苟くも清國民少くとも滿洲民は義として此富鐵の舉に應せざるべからず、然れども義は之れを強ゆべきにあらず、唯それ情に訴へんか。

世人の知るが如く戰地に於ける凡ての軍費は軍票を以て支拂を爲せり、而して或る報道に依れば今日に至るまでの軍票發行高は一億餘萬圓の鉅額に及べるならんと、先頃大隈伯の演説なりとて新聞の報ずる所に依れば、今や軍票の

發行は七千萬圓の鉅額に上れり、南滿洲三百五十萬の人口に割當つれば一人・口二十圓に當る豈驚くべき鉅額ならずや云々の語あり、想ふに伯の驚けるは總額の七千萬圓にあらずして一人口に對する二十圓にあらんか、日本貿易協會の調査に係る軍票策中に云ふ所に依れば戰地各方面を通じて一日に使用する所の苦力十萬人とし一人一圓の賃銀（前には七十錢なりしも雪解け泥濘の爲め一圓に至るものと見做す）とすれば一日十萬圓を要すべしと、斯くの如くにして日を積み月を累ぬるに至らば其の之れに要する金額の多大なるべきは辯を俟たず、況んや軍費は單に苦力の賃銀に止らざるに於いてをや、今日の一人口に對する二十圓は今後五十圓となり百圓となるも知るべからず。

然るに支那人の習性として其の一亘獲たる金子は必らず之れを虎子視し容易に之れを放つを肯んぜず、嘗つて客の語るを聞く、曰く浦鹽方面に出稼せる山東の支那人等の鄉に還るや、或る者は船賃を惜みて食料を包み手鍋を提げ隊を成して陸行し、或る者は船賃を奮發するも尙之れを直切、りて青天井のデッキを船室に代ふ、是に於いて、デッキハツ、センジアの稱あり、而かも彼等の懷中は金銀貨を以て盈つ云々、今や滿洲方面に散布する鉅萬の軍票は是等デッキ、バッセンジア者流の懷裏に入る、縱令其の幾分たりとも之れを回収せんとするに於いて殆んど望みなきものゝ如し、然れども彼等に一種の道樂ありて富籤類を好み之れが爲めには財嚢を倒まにするを辭せず、彼の支那新聞に彩票（富札）

廣告の多きを見ても之れを推想するに足る、左なきだ。之れを好める彼の輩は今や一人口に對して百圓に垂んとする。阿賭物を獲るあり其の富籠を歓迎すべきは萬疑を容れる所也。

聞く昨年十一月頃營口方面に於いては我が軍票は甚しき下落を來たし、一圓の軍票は正貨八十錢前後の用を爲す。に過ぎざりしと、若し此くの如くなれば實價七千萬圓の軍用に對して百四十萬圓、同一億萬圓に對して二千萬圓、同五億萬圓に對して一億萬圓の餘分金を支拂はざるを得ず、是れ豈輕々看過すべきの數ならんや、一時此くの如き下落を來たしたるは各方面の軍票が商業中心たる營口に向ひ流れ込み來りて茲に堆積したるを一原因とし、其の他正貨との

交換を一日五千圓に限りたるが如き、公租の納附に軍票を使用し得ざるが如き、芝罘天津等の爲替取組にも軍票を使用し得ざるが如き諸原因の然らしむる所なりしと、而かも最早今日に至りては軍票は公租金に代納せられ爲替取組に妨げなく正貨との交換も亦餘り澁滯せざるに至れり、と云ふ、然れども彼の日本貿易協會の調査に云ふが如く單に苦力の賃銀のみにても日々十萬圓の軍票を散布するものとせんか、一方には通貨は益膨大し他の方には彼の地にて調達する軍需品は益拂底し、約言すれば通貨愈多くして物貨愈乏しく爲めに物價を騰貴せしむるや必せり、是時方に富籠法に由り務めて軍票を回収するあらば其の價格を維持するに於いて至大の効力なくんばあらず、

満洲防衛費の補充（目的の二）

一四

満洲防衛費補充の目的に向つては富籤法の範圍を廣め獨り満洲方面のみならず世界各國民の間にも及ばすべき也、縱令富籤法を以てするにもせよ又縱令其の事柄の間接なるにもせよ満洲防衛費の補充を世界各國民の間にまで求めんとするには相當の理由なからべからず曰く大に之れあり、且下文を看よ。

英國が嘗つて南征北伐天涯地角到る處他の領土を侵略するや、世界に向つて揚言して曰く「汝等領土を我れに與へよ。我れはバイブルを與へん」と、蓋し所謂るバイブルは人道を意味す、斯くて自から思らく侵略の爲めにする戰は則ち義

戰也と今や我が國は眼中寸土尺壤なきのみかは他人の領土をして依然他人の保有たらしめんが爲めに戰を起せり。而して其の與ふる所は死せるバイブルにあらずして生けるバイブル也、彼のトルストイ伯の『爾曹悔改めよ』を絶叫せらる、ガボン僧正の『國民の裁判を求めよ』と疾呼せる是れ豈生けるバイブルにあらずや、

海牙平和會議の發議者は他國の土地を強奪し、強奪し、ものを防衛せんが爲めに武力を増加し以て平和を保たた。持せんとす、何ぞ其の爲す所の誤れるや、一億三千萬人、君主と仰がるゝ彼の不幸なる昏迷せる一青年は絶えられて殺人罪を行はんが爲めに其の軍隊に感謝しつづくの保たた。

宮廷の野心家及び功名に渴せる武將は人民を殺して其の慾望を達せんと決心したり、之れが爲め不幸なる農民は血を流さざるべからず、支那及び朝鮮に於いて行はれたる凡ての惡事の犠牲に供せられんが爲め不幸なる人民は極東の野に行きて殺戮せられざるべからず、

トルストイ伯は戦争は如何なる美粧を爲し来るも之れを否定すと云へば戦争を非難するは勿論なるべきも右に言ふ所の如きは露帝と其の朝臣との罪悪を抉擗して痛刻を極む、伯をして此鯁直の言を爲さしめたるもの誰ぞ、我が征露の役其のものにあらずや、更にガボンの奏文を看よ、

臣は陛下が民の父なりと偏に陛下に對し滿腔の信念を抱き、陛下の臣民を伴ひ靜肅に闕下に進めり、是れ陛下の知し召さざるべからざる所將た陛下の知し召さるゝ所の如し、労働者其の妻及び若干の子弟が罪なくして流して離たる血は自今永久に其の刺客たる陛下と露國人民とを離隔し、人民と陛下との間に存せし道義上の關係は決して舊に復することなかるべし、今日非常に激昂せる人民の感情は最早姑息手段を以てし或は議會召集の約を以てして之れを和げんとするも能はざるべし、爆裂彈ダイナマイト團體若くは個人の威嚇及び國民の叛亂等は人權を奪取せられたる人民を殺戮せるもの、餘殃たらずんばあらず、單に陛下の故を以て古來何れの處にも未だ嘗つて見ざる流血の慘事を見るに至らん、露西亞帝國も亦或は滅亡せん、陛下幸に清鑒を垂れ速に皇族一同と共に

に露國の皇位を去り露國人民の裁判を求めよ陛下の子弟を憐み又露西亞帝國を憐み給へ他の國民に平和を勸めて自國人民を殺戮せし陛下よ、

古來帝王に對する奏文上書の類世に乏しからざるも危言痛語此極に至れるものは未だ聞く無き所也看來ればトル。スト。イ。伯。ガ。ボ。ン。僧。正。共。に。是。れ。生。け。る。バ。イ。アル。に。あ。ら。ず。して何ぞ而して今此二者をして無道の露國に蹶起せしめたるものは我が征露の舉の然らしむ所たらずんばあらず我。が。征。露。の。舉。の。人。道。の。上。に。及。ば。す。所。そ。れ。此。く。の。如。き。も。の。ふ。り。稱。し。て。世。界。的。義。戰。と。曰。ふ。何。の。不。可。な。る。あ。ら。ん。

滿洲の門戸開放は露國を除くの外列國の均しく望む所にして又我が國が戰後に於いて遂行すべき所なるは論を俟

たずケムブリッヂ大學教授ヨーレンス博士は左の如く論ぜり、

日露戰爭にして若し露國の勝となれば露國は滿洲を處分すること必らず佛國のマダカスカルを處分したる如くなすならん佛國は初めマダカスカルを諸外國に開放すべき旨を揚言し既に之を合併したる後に於ては諸外國商人に對して自國の商業を極端に保護せり露國も亦此例によるならん若し又此戰爭にして日本の勝に歸すならば日本は必らず清國に滿洲を還付するならん之と同時に日本は北京政府より滿洲還付に對する報償を受くべし而して日本は露國とは反對に開放主義を滿洲に對して主張し該開放を清國に要求するならん富橋法學傳

ローレンス博士が戦後の日本に期待する所は日本の將さに行はんとする所又行はざるべからざる所なり、日本が開戦前に主張したる所は満洲保全に在り隨つて戦後に於いて之れを清國に還付すべきは言を俟たず、又門戸開放は嘗つて英米と與に清國に向つて要求せし所是亦日本の遂行すべきは當然のことならん、日本にして無法の割據者を逐斥して其の領土を清國に還付するに方ては報償は姑らく措き門戸開放は必らず實行せらるゝに至らん、果して然れば此征露の舉に於いて日本は一面には清國の爲めに領土侵略者を除き他の一面上には列國の爲めに満洲の門戸を開放するものなり、稱して世界的義戦と曰ふ何の不可なるある。

らん。

古へ曰ふ春秋に義戦なしと、豈啻に春秋のみならんや、左國史漢二十二史孰れの紙葉にか義戦を見出し得べき、支那の全史は徹頭徹尾篡奪史のみ、而して其の義戦なきは日本も亦支那と擇ぶ所なし、史上偶義戦らしきもありとするも予子の小義戦たるに過ぎず、支那已に然り日本亦然り、是に於いてか東洋には一義戦なき也、而して其の之れあるは今の征露の舉を以て始めと爲す、征露の一舉は眞に世界的義戦也、それ唯世界的義戦也、是れ即ち満洲防衛費補充に關して富籤法の範圍を廣くして世界各國民の同情を寄せ来るものを歓迎せんとする所以也、

顧ふに英は我が與國也、門戸開放論者の雄也、而かも始めて

門戸開放を叫びたるは彼の國のベレスフオード卿にあらざりしか、今日本が獨力以て満洲の榛莽を開き列國の爲めに門戸開放の先容を爲す、英豈此舉に同情を寄せざらんと欲するも得べけんや、米は英と俱に熱心なる門戸開放論者にして彼れが北清貿易の關係より見る時は將來門戸開放の利澤を享くるそれ幾何ぞ、殊に此富籤法は國父ワシントンが獨立戰爭に利用したものなるに於いて一層同情の切なるものなくんばあらず、佛は如何、諾威の詩客ビヨルソンは其の詩篇を巴里の一雑誌に寄せて佛の露に對する政策を諷刺したり、其の大意に曰ふ、自由平等博愛は佛の自から任する所にあらざりしか、今や底事ぞ資を露に供して自由平等博愛の破壊に從事せしめんとは云々、洵に然り、彼の挺

身義に赴き米の獨立戰爭に聲援したるラフェットを出せる佛國としては其の近來の行動は歴史上の矛盾ならざるを得ず、而かも彼の國も遠きを出でず覺醒すべきや疑ひなし、獨は如何、矢野龍溪氏は自著「日本之將來」中に獨は將來東洋の平和を攪亂する張本人たらんとする疑ある者と論定し、宛然「注意人物」を以て目せり、寧ろ酷論なるなからんか、獨帝が平和を愛せらるゝは切々偲々の忠言を露帝に贈らるゝに見て明かなり、成程一國としては種々の行掛上矛盾の行動もあらん噬臍の失舉もあらん、然れども獨たり佛たるに論なく個々の國民としては我が日本が人道の爲めにし將た永遠の大平和の爲めにする此舉に同情を寄せざるはなからん、スレッド、ニードル街の老婦人（英蘭銀行の綽號）か

嘗つて英政府の爲めに南亞事業費三千萬磅の借入を世界に依頼するや、世界は之れに對して殆んど其の四十倍に當れる十一億七千四百萬磅の貸與を申出否な懇望したりしあらずや、而かも彼の南亞事業は世界の公より見れば英一國の私業たるに過ぎず、之れに反して日本の満洲事業は世界的公業なり、然らば則ち英が南亞事業の爲めにせる資金の借入と我が満洲經營の爲めにせんとする富籤とは其の性質こそ異なれ、世界各國の個々人民が我が日本が世界的公業の爲めにせんとする此満洲富籤に同情を寄せて之れを歓迎するや必せり、想ふに世界各國民の同情は驟雨の如く蘇地に此満洲富籤に注ぎ來らずんば已まざるべし。

満洲大學の設立（目的の三）

日本の人口は毎年約五十萬の割合を以て増加しつゝあり、故に八十年にして今日の倍數となり百六十年にして三倍となるべし、而かも之れが衣食の資を供する地盤は年と共に廣きを加ふるものにあらず、知らず是等の人口は何れの方面向つてか之れを移植すべき、蓋し亞細亞大陸殊に滿韓及び清の本土を以て最も適當の移植場とす、而して今回事變は此移植に對して一大動機を與ふるものゝ如し、余輩は今此點よりして満洲に大學を設立せんことを望むものなり。

凡そ人口の移植と云へば上級よりも下級を以てし粹より

も糟を以てするものゝ如し、是れ好んで然かするにあらずして、勢ひ自から然らざるを得ざるなり、然れども清國・滿洲に向つての移植は出來得る限り下級よりも上級を以てし糟よりも粹を以てせざるべからず、顧ふに今日の清國・滿洲に最も必要にして最も缺乏せるものは近代の新智識即ち是れ也。制度の改善せざるも國力の發達せざるも教育の粗末なるも衛生の皆無なるも習俗の改良せざるも皆新智識の缺乏に原因せんばあらず、啻に然るのみならず、領土を削られ社稷を危うするも亦新智識の缺乏之れが禍原を成すにあらずや、看よ彼の膠州灣の占領せられたるは何の爲めぞ無智の愚民が獨國の宣教師を殺害したるが爲めにあらざりしか、又看よ北清の事變に清國を累卵の危きに陥れ

たるもののは何故ぞ、頑愚なる團匪の無智無謀なる暴舉の爲めにあらざりしか、翻りて日本、内地を見るに中學以上、の高等教育を受けたる者は年一年に多きを加へ今や是等の新分子は官、衛、學校、會社等、あらゆる方面に分配され、て殆んど遺憾なきに至れり、獨り其の遺憾なきのみならず、寧ろ食傷の有様にて最早此上の消化力を望むべからざるもの、いふ如し、近年大學卒業生の市價の著しく下落せる又彼等の職業に渴する者の多き、豈此間の消息を洩らすものにあらず、や、去れば清國・滿洲に缺乏せる新智識の分子は今や我が日本にては生産過多の状態に在るもの也、是を以て我が國の本方針は是等新智識の分子を彼の國に輸出し、頼りて、大に勢力を扶植し、同化作用を施すに在りとす、余輩

は此見地よりして先づ滿洲に大學を創立し勢力扶植の根據と爲し同化作用の中心と爲さんことを主張するもの也。抑も滿洲は清國の爲め數萬の人命と鉅萬の資財とを抛つて掠奪者の手中より取戻せる最愛の封土にあらずや、然らば則ち他に一理由なしとするも尙且後世の紀念物として此地に大學を興すも亦可ならずや、况んや智識の分配上經濟的理由あるに於いてをや、況んや又勢力扶植同化作用の必要あるに於てをや、

客あり余輩を難じて曰く子の説何ぞ幽莽なる滿洲一帶の地は學問智識の大砂漠なり、砂漠に向つて大學を興さんとす、天下の至愚者と雖ども爲さざる所なりと、余輩曰く然らず、若し此論法を以てせば豈獨り滿洲を以て砂漠と見做す

べきのみならんや、朝鮮固より然り清國も亦然り、否啻に然るのみならず、亞細亞大陸全體を擧げて新智識の大砂漠を以て目せざるべからず、故に若し論者の説の如くんば亞細亞大陸の中に大學を興すは天下至愚者の業たらざるを得ず、嗚呼何ぞ然らん、蓋し論者の憂ふる所は設令大學を興すも茲に吸收すべき學生なからんといふに在らん、然れども是れ決して憂ふるに足らざるなり、清國は彼の團匪の變以来上下一般大に覺醒する所あり、又我が征露の餘威に風動せられて昨年來清國留學生の我が國に來れるもの無慮三千を以て數ふるに至れり、試みに看よ早稻田大學、法政大學、經緯學堂、同文書院、弘文學院、振武館、早稻田實業學校其の他の諸私立學校に清國留學生の多き實に古今未曾有の盛況

也、大勢已に此くの如しとせば何ぞ學生なきを憂ふるの要あらん、況んや滿洲以外の學生をも吸收し難からざるに於いてをや、但其の學科の程度の如きは當初極めて低度なるを要すべきも兎も角大學として漸次に完成せしむべきは絮説を要せざる所なり、乃ち余輩は滿洲富籤法に依つて此大學設立の資金を作らんことを主張する者也。

世の論議如何

上來說く所を以て略、滿洲富籤に關する余輩の希望を盡くせり、茲に余輩の見聞せる滿洲統治費及び軍票問題に關する世の論議を擧げんか、有賀法學博士は其の著「滿洲委任統治論」中に滿洲統治の財政に說き及び左の如く論じたり、

經常費は滿洲統治の收入を以て之を支辨し、臨時費は特に帝國議會の承諾を経て日本の國庫より支出すべきものなり、然れども其の所謂經常費の中には駐屯軍の軍事費と露國に對する滿洲防備の費用とを含蓄するが故に必ず多額に達すべく滿洲の收入を以て到底支辨し難い。然れども内地の國庫より之を補充するは獨り甚だ不利。益なるのみならず、又戰後の經濟に於て甚だ困難なり。とす、最近の調査に依れば日本占領地内の稅額は一年に合計二十四五萬圓を上ることなし、是に於て如何して此の不足を補ふべきやは大なる一問題なり、凡そ滿洲委任統治に關する問題にして之れより重大なるは有らざるべし云々、

是に由て觀れば有賀法學博士も滿洲防衛統治費問題は餘程の難問題としたるものゝ如し、余輩を以て見れば是れ易々の業のみ乃ち富籤法の利用に依つて優に此等の補充費を産出すことを得べき也。然るに博士は此不足を補ふ唯一の策は和約條件に於いて樺太か將た沿海州を割くに在りと論定せり、樺太の返還と沿海州の割取とは余輩の如きも必らず之れなかるべからざるを信ず、然れども樺太には自から樺太の新經營を要すべく沿海州にも亦自から沿海州の新施設を要すべきは之れを臺灣の實例に視て明かなり、樺太沿海州如何に收利ありと傳へらるゝも新經營新施設を辨じ得て尙且つ其の餘れるを移して滿洲の統治費を補充する程の餘裕ありとも想れず、良しや其の餘裕ありとす

るも之れを以て満洲防衛費に充つる如きは萬已むを得ざる窮餘の一策にあらずや、余輩未だ遠に博士の説に聞くを肯んずる能はざるを奈何せん。

都下の實業界に其人ありと聞えたる某實業家は説を爲して曰く満洲の經營費何の憂ふるを要せん、東清鐵道を割取して之れを株式會社と爲し以て株主を世界各國に求むべし、斯くて其の營業收利の幾分を満洲經營費に充つべしと談何ぞ容易なる、余輩の記憶する所に依れば西比利鐵道及び東清鐵道の布設費は九億四千萬留にして日露開戰前までは資本の利子と營業上の缺損とを合して年々二千萬留の損毛に及び又ウスリ鐵道(浦鹽よりハバロフスク間)は毎年平均百四十萬留の損毛なりと、若し余輩の記憶する所を

して大過なからしめば鐵道の割取は却つて我が財政上の
お荷物たらざるを得ず斯く評し來らば論者は必らず辯じ
て曰はん世界の交通は年一年に繁劇を加ふ設令今日に利
なき鐵道も將來に望みありと是れ確かに一見識なり然れ
ども眉端に迫れる満洲經營費問題に對して何等の價值な
きを奈何せん海牙の平和條約に定むる所に依れば敵國の
鐵道は之れを占領するも戰利品と爲すを得ず戰爭終局の
後所有者に還付すべきものと爲せり此點に就き戸水法學
博士の意見にては東清鐵道は私立會社なるを以て先づ露
國政府をして之れを買收せしめ然る後之れを我が國に讓
與せしむべしと又有賀法學博士は東清鐵道本線は舊來の
儀にし唯南滿洲支線(哈爾賓より旅順大連に至る支線)を日

清兩國の有に移さんことを望むものゝ如し余輩は今兩博
士の意見を研究せんとするものにあらず唯滿洲經營費の
點より端なく兩博士の説に及べるも兩説孰れにするも滿
洲經營費に對しては何等の解釋を與ふるものにあらず況
んや彼の粗大なる某實業家の鐵道割取説に於てをや

日本貿易協會は軍票問題に對して一種の意見を提出せり、
其の要旨は我が軍にて使役する軍夫は獨り支那の苦力の
みに限らず日本人夫をも採用すべしといふに在り此説は
余輩の贊同する能はざる所なり余輩思ふに日本人の工夫。
として不適當なるは支那人の兵士として不適當なるが如
く又支那人の人夫として適當なるは日本人の兵士として
適當なるが如きの事實あるを奈何せん蓋し此簡單なる事

實は我が當局者が莫大の授業料を投じて日清戰爭の實物教授に學び得たる所なるが如し、日本貿易協會が日本人の工夫採用説を爲すの意は日本人夫を採用すれば其れ丈ヶ戦地に落す金を減じ得べく又日本人夫を用ゆる時は支那苦力の賃銀を牽制し得て騰貴せしむる憂ひながらんといふに在らん、然れども日本人夫は金を遣ひ果さば格別黃金を懷ろにしてデッキ、バッセンジアたるが如きは到底望むべからざる所なり、又支那苦力の賃銀標準は經濟學の「いろは」に教ふる所の需用供給などには殆んど無關係にして嘗つて露國が給したりし賃銀を以て唯一の標準と爲せりといふにあらずや、況んや日本人夫を採用する時は病者傷者の後送等に少からざる煩累あるべきに於てをや、評して茲に

至れば日本貿易協會の献策なるものは軍票問題に對しては殆んど採るに足るものなきに似たり。

新世界の公例

北米合衆國に於ける初回の國會は第一に何事をか議せし、其の議事録の第一ページに記されたるは獨立戰爭の軍資を償はん爲め富籤を起すの決議にはあらざりしか而かも此決議は屢次繰返され一千八百二十年に至るまで少くとも七十の法律を制定したり、而して國父ワシントン(ジエラード・ジョンソンの如き亦然り)が熱心なる富籤賛成者たりしは彼の日記に明記する所、又彼の遺言書中にはヴァルジニア州・マンチエスター市の地面一箇所は二百六十五番札にて

自身一人に當り又リッヂモンド市街並に其の近郊に於ける地面は九人の共同にてウヰルリアム・ペイルドの富札にて當りたる由を明記したり、又ワシントンの駒から記名せる富札はルイジア州富籤會社の紀念品たりといふ、此ルイジア州富籤會社は南北戰爭の際衰弊に歸したる同州の各公立學校無月謝就學法の資金を作るの目的に成れり、此外戰爭に關せずと雖ども公益の目的にて實行せる富籤の例を擧げんか、ロードアイランド州にては富籤法に由りて合衆國の美法として稱賛されたる無月謝就學法の第一例を開き、ヴァルジニア州にてはワシントンは公道を作らんが爲め富籤の事務を掌り、其の他ニューヨークのイリイ運河ベンシルヴァニヤのユニオン運河ルイズビルの圖書館セ

ント、ルイスの消防局等を始めとし、學校病院育兒院寺院牢獄等の公共建設物又は公共事業の富籤法に由りて資本を得たる例枚舉に遑あらず、今ルイジア富籤會社に於て實行したる要點を擧ぐれば富札の總數は一號より十萬號までとし、其の賣出金額は丸札四十圓、半札二十圓、四半札十圓、十分一札四圓、二十分一札二圓の五種に分ち抽籤は毎月第二火曜日に行ひ、例月の最高當り金高は六十萬圓最低は二百圓、又毎半期(六月十二月)には最高當り金高を百二十萬圓とし最低を四百圓とす、例月の當り札數并に其の金高左の如し

當り札數	一箇の當り金高	當り金總高
一枚	六〇〇、〇〇〇圓	六〇〇、〇〇〇圓

	近數分配	第一番當り近數	第一番當り尾數	第二番同上	第三番同上	同一尾數分配	九百九十九枚	九百九十九枚	合計三千百三十四枚
一枚	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
二枚	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
三枚	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
四枚	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
五枚	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
廿五枚	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
百枚	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
二百枚	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
五百枚	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇

舊世界の沿革

歐洲に於ける富籤の沿革を、一瞥せんか。羅馬時代には富籤は一種の娛樂として貴族の宴會に行はれ、更に進んで王者の宴會にも行れしが、封建時代には諸侯の宴會に行はるゝに至れり、降りて十六世頃の以太利共和政時代に及んでは富籤は商業獎勵の手段に利用せられフローレンス、ゼノア等に盛んに行はれ、更に一轉してヴェニスにては財政整理の一法として行はれたりき、又以太利の寺院に於いては富籤を利用して教育の組織を立てしが、其の後以太利が文學及び美術上に於いて他國に一頭地を抜きたりしは富籤法に依りて其の獎勵費を得たるに職由せり、佛國に於いては

フランス第一世が富籤を勅許したるを始めとし、一千六百五十六年に以太利人トンチンと云へる者の考案にて一種の富籤法を起し之れに依りテループルとフォーブルグサンゼルマンの間に架せる石橋建造の資金を得たり、後世公債募集並に生命保険法に應用せられたる所謂るトンナン法なるものは蓋し茲に濫觴す、其の後富籤法は財政上重要な地位を占むるに至り財政家マザリンの如きは熱心なる賛成論者なりき、スパニヤ王位繼承戦争の際にはポンチャルトランは富籤法を利用して其の軍資を供給するを得たり、大藏卿たりしネッカーの『財政論』中には富籤法に依り毎年四百萬リードルを收集し得たることを記載せり、其の後千八百年頃に至りては慈善事業及び美術の奨励保護

にのみ適用することとなれり、英國に於いては一千五百六十七年エリザベス女王時代に始めて勅令を以て富籤法を定め港灣改修の目的に應用し、一千七百九年より一千八百二十四年に亘り國會の決議に依りて富籤法を施行し、一千七百九十三年より一千八百二十四年に至れる間に一箇年平均三十四萬六千七百六十五磅の利を得たることあり、それより或是一般の公債募集に適用せられ或は特種の目的に制限せらるゝ等の變遷あり、降りては倫敦市の改良事業殊に動物園、博物館、美術館等の建設に適用せられ又グラスゴー市の改良にも施行せられたりき、其の他現に行はれ居る獨逸の富籤法、マニラの富籤、以太利モナコー國モンテカルロート及び白耳義清國に於ける實例等は皆省略す、

富籤の解

富籤(即ち英語の Lottery にて lot に由りて share を定むるを曰ふ、例へば往古大法律家の名ありたる聖人モセスがイスラエルの愛子の内にカナンの地を分配するに籤を以てしたるが如き是れなり)に就いては英の百科全書に其の定義を挙げず、其の他一二の法律字典にも見えず、余輩の固陋寡聞なる未だ他書より富籤の定義を引證し来る能はざるを遺憾とす、然れども古來の先例と事實とに従して富籤は分ちて三と爲すを得べし。(一) 娛樂の爲めにするもの(二) 公益の爲めにするもの(三) 私利の爲めにするもの即ち是れなり、而して彼の羅馬時代の王者又は貴族社會の間に行はれたるもののは(一)に屬すべく、降りて以太利の文學及び美術獎勵の爲

めにせしが如き英佛の港灣修築石橋の築造博物館動物園の建設又は公債募集に利用したるが如き尙此の外蘇士海峽の開鑿に利用し又はニカラガ運河會社の厄運救濟の爲めにせしが如きは(二)に屬すべし、最後の(三)に屬するものは西洋にて云へば競馬(籤と見做す)の賭金にて紳士富豪等の間に行はれ又我が國にて云へば巧みに大く上流社會の間に行はれ拙く小く下流社會に行はるゝ所の賭博是れなり、而して西洋にては公々然之れを行ひ自から愧ぢず人も咎めざるのみならず、常に社會の沈鬱を破りて人心を引立たしむるを見る、是に於てか競馬の勝敗はルーターテ電報項目中に重要部分を占め近く例を取らば日露戰爭の勝敗を打電すると同一の資格を以て取扱はる、これに反して我が國

の陰鬱暗黒にして而かもケチなる賭博は法律の嚴禁する所たるは申すまでもなし、尙舊幕時代には神社佛閣の建設修繕等に關して賴母子講無盡など稱する一種の富籤の行はあるゝあり、想ふに初めは全く神社佛閣の爲めに起り聊か公共の目的を含みしならんも維新後明治の初年頃に至りては名を神社佛閣に藉り或は其の他の公共目的を附會して種々の富籤を行ふもの續出し都下に於いては今日も明日も此處にも其處にもといふ風に盛んに行はれ、甚しきに至りては眞面目なる商人まで之れに釣込まれ生業を廢して富籤の爲めに時間を費し資財を失ひ其の弊や賭博と異なるなきに至れり、此くの如きは一點も世を利する所なく唯徒食遊惰の民を増加するのみなれば其の之れを禁ずる

は當然にして我が法律に於いて禁ずる所の富籤興行なるものは正に此類の富籤に屬す。

茲に余輩の主張する富籤は公利公益を目的とし而かも僅かに一島國たる日本の利益を謀るに止らず他國滿洲(記憶せよ日本の二倍半大なるを)の公益をも謀るものなれば遠く我が法律以上に超脱するものたるは如何に局促たる刀筆の俗史にも見分け得らるゝ所のもの也、然れども人或は難じて曰く凡そ富籤には公益の爲めにすると私利の爲めにするとに論なく危険僥倖の伴ふありて風紀を傷くるを奈何せんと、淺い哉論者の言や、抑も危険僥倖の二者は世を擧げて社會主義論のユトピヤに入らざる限りは之れを根絶すべきにあらず否今日の如き財産の分配法と今日の如

き優勝劣敗の生存競争を公認する時代に於いては危険富
籤の危険は一晩酌に價する掛金を失ふに過ぎずを侵かす
の勇なきものは終生社會の劣者たらざるを得ず、又此不公
平なる社會に處して僥倖を冀ふ能はずとせば望を世に絶
ちて藤村操の跡を華嚴の瀧に追ふ外ならん、此浮世に於
ける幾百萬とも知れざる程の社會の劣者別言すれば貧困
者病苦者其の他不遇不幸不平不満の徒が其の貧困に堪え
其の病苦を忍び其の不遇不幸を左程にも思はず不平不満
に發狂もせずしてあらゆる社會の艱難困苦と鬪ふを辭せ
ざる所以のものは纔かに僥倖を冀ふてう一種の神の慰藉
あればなり、危險僥倖の二者を以て余輩を難ぜんとするも
のは社會の外觀を剥ぎたる眞底と人生の衣服を脱ぎたる

眞膚を洞看する能はずして唯孔孟時代の舊思想を語る鷗
鷗兒たるに過ぎず、余輩が煩を厭はず是等の絮語を費すは
唯世の味者聞く次項に記す後藤臺灣民政長官の提案が嘗
つて貴族院に排斥せられたるは是等の反對者ありしに由
るとの爲めに辯ずるのみ、識者は一笑に付して可也。

富籤論の首唱者

嘗つて聞く故福澤翁は北海道拓殖策として富籤論を主張
したことありしと、又近く數年前には後藤・臺灣・民政・長官
は臺灣事業の爲め一種の富籤法案を議會に提出せしも貴
族院の排斥する所となれり、又日露戰爭の始まるや雨宮敬
次郎氏は軍費の大半は下流社會に散布すべければ之れを

吸收して更に軍資に運用するの道は小掛の富籤法を斷行するにありと爲し當局者に獻策する所ありしとか、福澤翁の大聲も當年の俚耳に入らず、後藤長官の提案は御大名の方の御意に副はず、雨宮氏の獻策も有耶無耶なるが如し、唯富籤法の一種として今日に行はれ居るは勸業貯蓄債券のみなりとす。余輩は今滿洲富籤法は最も其の場所と時機とに適するものなるを信じ之れを世論に問ふ所あらんとするに方り今まで富籤論を唱へたる人々を擧げて富籤論は必らずしも余輩の創唱にあらざる由を明かにし併せて本論が先唱者諸氏に負ふ所あるを謝すと云ふ。

非難の一ニ

凡そ其の國人の耳に慣れざる説を唱へ其の社會の目に新たなる事を行はんとする者は輒もすれば則ち非難攻撃を受け甚しきに至りては冷笑を以て葬られ其の墓標には笑柄の二字を題せらる、彼のラマルクガワレス、ダーウキン兩氏に先づ數十年前に動物進化論を唱ふるや、當時の學界は非難攻撃を彼れに集め目するに一種の氣違動物園長をしてし社會は冷笑を以て彼れが窮死を葬りたりしにあらずや、今余輩の主張する所は其の事柄の平凡にして他の奇なきに抱らず未だ多くの國人の耳目に慣れざるの故を以て非難反對を受くべき題目ならざるを得ず、乞ふ試みに反對論の一ニを擧げんか、

其の一に曰く、滿洲方面に莫大の金の落ちたるは爭ふべか

らざる所なり、然れども之れを回収するの策は彼の地人民の嗜好に投する商品を盛んに輸出して賣附くるの外あるべからず、是れ實に根本的の軍票回収策なり何ぞ彼の富籤の如きものを利用するの要あらんと、聞説く曾禰大藏大臣の如きも之れと同様の論を持し商業家を獎勵するに此際盛んに商品を戦地方面に輸出すべきを以てせりと、余輩の知れる大阪商業家某の如きも此説と同一の見込を以て満洲向きの商品を彼の地に輸出する計畫を立て此春以來準備を爲し解氷後早く營口に送れり、然るに測らざりき世間此類の考を有する者甚だ多くして商品は市場に山を成して一大暴落を來たし、運輸機關の不備と軍需輸送の繁忙とに由り營口より先きへは商品は容易に散布せず、之れが

爲め余輩の知れる某の如きも豫期に反する失敗を招きたる由を語りき、言ふを休めよ是れ一時の事態のみと、満洲方面に金の落ちたるを目的として商品を彼の地に持込むものは今後も動もすれば此類の失敗を取るものと覺悟せざるべからず、支那人のボックットの口は満つれば満つる程、固く締り日本人のそれの満づれば満づる程緩かなるに反比例を爲し、新來の商品も容易に彼等俄肥りの懷中を下痢せしむるに足らざるは余輩乞ふ益大の印を以て保證せん、商品輸出策に就いては先づ彼の地の嗜好を確かむる爲め、失敗者を出さざるべからず、已に之れを確かめたりとせば、粗製品を出して排斥を受くる失敗者を出さざるべからず、其の他取引上の信用を重んぜざる爲め、失敗者を出さざる所なり、然れども之れを回収するの策は彼の地人民の嗜好に投する商品を盛んに輸出して賣附くるの外あるべからず、是れ實に根本的の軍票回収策なり何ぞ彼の富籤の如きものを利用するの要あらんと、聞説く曾禰大藏大臣の如きも之れと同様の論を持し商業家を獎勵するに此際盛んに商品を戦地方面に輸出すべきを以てせりと、余輩の知れる大阪商業家某の如きも此説と同一の見込を以て満洲向きの商品を彼の地に輸出する計畫を立て此春以來準備を爲し解氷後早く營口に送れり、然るに測らざりき世間此類の考を有する者甚だ多くして商品は市場に山を成して一大暴落を來たし、運輸機關の不備と軍需輸送の繁忙とに由り營口より先きへは商品は容易に散布せず、之れが

るべからず、日本の商業は如何にするも必らず是等の犠牲者を供せざれば承知せざるを奈何せん、故に商品輸出説は幾多の犠牲と歲月とを要する將來の長計として聽くは可也、目前の軍票回収策としては不可也。

其の二に曰く日本今回の開戦は縱令其の遠因は自國の存立自衛に出づとは云へ其の近因は滿洲保全の爲めにするものなれば清國をして其の防衛費を補充せしむる何の不可なるあらんと、理に於いては寔に然り、然れども清國にして「今や露兵已に去れり、貴國復た意を勞する勿れ、唯願くは速に撤兵せよ」と曰はゞ之れに對するに何の辭を以てすべきか、彼の有賀法學博士の滿洲委任統治論の如き亦此類のみ、其の論や公法學の資料を以て一大文字を結成し来る壯

なり矣、快なり矣、然れども其の統治は委任を骨子とするを以て若し此委任を受くる能はざれば博士の所論は竟に空中の蜃氣樓たらざるを得ず、而して此委任の一事は他日に於ける政略問題たると同時に又外交問題の重要なものにあらずや、我が軍の公法顧問たる博士が戰未だ半ばならざる陣中より公々然彼れが如き論議を世に公けにす寧ろ大早計なるなからんか、余輩博士の爲めに惜む焉。

其の三に曰く滿洲民の無智にして且つ頑冥なる之れに新智識を授けんとするが如きは無用の勞たるを免れず、況んや大學の如きに於てをや、其の無用なる萬里長城の無用なるよりも更に無用ならんと、然れども聞かずや米國博覽會に出品せられたる獨逸人の教育せる露國の馬は加減乗除

及び分數の算術を解し動物學者や教育家を驚絶せしめた
りしにあらずや、又看ずや淺草公園花屋敷の「山がら」は競馬
の奇藝を演じ口上遣をして「野山に育つ小鳥すら教ゆれば
斯くの如し……」と意外の處に教育論の大氣焰を吐かし
むるにあらずや、滿洲民如何に頑冥不靈なりとするも終古
新智識化外の民たるものならんや、支那の自然地理は南船
北馬の四字を以て説明し得る如く其人生地理は南文北武
を以て説明し得べし、由來滿洲は所謂る北方の強にして今
の旗人なるものゝ祖先の武力は以て愛親覺羅氏をして馬
上に天下を得せしめたるにあらずや、然れども泰平の久しき
北方尙武の風氣は漸く澌滅し南方の文學派をして政治
上に重きを爲さしむるに至れり、故に今後滿洲の爲めには

大學は決して無用の長物たるものにあらず、獨り彼れに無
用ならざるのみならず我れに在りては勢力扶植の根據同
化作用の中心たるべき也。

此他幾多の非難反對論あらん、然れども暫く回顧せよ昔者
ナポレオン第一世が五十萬の大兵を提げて露國に侵入す
るや露國民は如何に敵愾心を發せしぞ、史家當時の狀を記
して曰く是時に方りホリスゼネス河畔より支那の長城に
至るまで全露の人民は非常に激憤して飽くまで宗教國土、
及び政府を保護して佛軍に當らんとの敵愾力を發揮した
りきと、而して今日は如何民心日に離反し國內到る處動亂
しつゝあるにあらずや、ツアードの其の國民に於ける信望は
政治上よりも寧ろ宗教上にある。而して露の宗教は上流社

會。より。も。却。て。下。流。社。會。に。盛。ん。なり。然。る。に。ツ。ア。ー。に。對。す。る。
反。抗。の。氣。焰。は。政。治。界。よ。り。も。宗。教。界。に。高。き。を。見。る。嗚。呼。危。か。
ら。ず。や。翻。り。て。清。國。の。日。本。に。對。す。る。近。狀。を。見。る。に。日。本。駐。劄。
清。國。公。使。楊。樞。氏。が。留。學。生。を。日。本。に。派。し。て。法。政。二。科。を。修。め。
し。む。る。の。奏。文。を。上。り。清。帝。の。嘉。納。す。る。所。と。な。り。て。以。來。清。國。
留。學。生。の。我。が。國。に。渡。來。す。る。もの。續。々。絕。え。ず。露。は。我。が。打。擊。
の。下。に。碎。け。ん。と。し。清。は。我。が。薰。陶。の。中。に。化。せ。ら。れ。ん。と。す。沟。
に。是。れ。千。載。罕。に。覩。る。所。の。盛。運。也。此。盛。運。を。天。下。後。世。に。標。榜。
す。る。に。滿。洲。大。學。を。以。て。す。る。豈。絕。好。の。紀。念。物。な。ら。ず。や。

結論

余輩は上來說き來りたる理由並に先例に依りて滿洲富鐵

を興し以て一面は我が財政の支出をして幾分たりとも少
からしめ他の一面は滿洲の經營に利する所あらんことを
希望するもの也顧ふに我が財政は日露戰爭以前に比して
租稅を増加すること一倍半に及び國民は古來未曾有の重
稅を負擔しつゝあり勿論非常特別稅法の末尾なる第二十
七條には平和克復に至りたる時は其の翌年末日限り本法
を廢止すと明示するも平和克復に至り果して此明文を實
行し得べきや否やは必らずしも識者を俟つて後に知らざ
る也、縱令非常特別稅の名稱は如何様に變ずるとも國費の
總額は今日に讓らざる増加を見んとするは余輩の今より
豫言するに躊躇せざる所なり國家の發達と共に國費の膨
大するは一般の通則にして我が國獨り此外に立つべきに

あらざ乞ふ歐米諸國の輓近に於ける國費の増加如何を看よ、英國は一千八百九十五年に一億九十三萬二千磅なりしに一千九百年には一億四千三百六十八萬磅に増加し、米國は一千八百九十五年に九千二十四萬五千磅なりしに一千九百年には一億二千二百九十三萬一千磅に増加し、獨逸は一千八百九十五年に六千五百三十五萬九千磅なりしに一千九百年には一億二百八十二萬五千磅に増加し、佛國は一千八百九十五年に一億三千七百三十六萬一千磅ありしも一千九百九年には一億四千六百三十四萬三千磅に増加し、最後に增加の最も甚しき露國にては一千八百九十二年に九億六千五百萬留なりしが一千九百二年には十九億四千七百萬留に膨大したるにあらずや、然らば則ち我が國の如

へな々の策洲任到挾じしも彼のヨーレンス博士が韓國人國(Hermit kingdom)を以て自ら甘んぜば格別若しく人世に問ふ所以也。若し夫れ富籤法の組織如何に至併かの勢の防ず底んにて此業に太衛れ免で一烈々甚費ばれ一方競々の覇者たる世界と既も所なり、是時とす。立つてかも戰勝の餘勢をも戰。別若くは。是れ即ち余輩が本論を草して當局者に與易虎無満らは。是れ念財政の前途に及ばず又少しく思ふて騎算にか大勢を。是れ即ち余輩が本論を草して當局者に與易虎無満らは。是れ即ち余輩が本論を草して當局者に與易虎無満らは。

りては一に之れを當局者の調査立案に待たんとす但獨逸のStaat Lotterie. 佛國のLoterie Nationaleを始めとし其の他英米のLotteryに關する組織法等に參照して多少の新意匠を加ふるあらば余輩が上來開陳したる三箇の目的を徹底せしむるに於いて蓋し思ひ半に過ぐるものあらん。

滿洲富鐵策畢

明治三十八年五月廿六日印刷

明治三十八年五月三十日發行



發行者 井 土 經 重
印刷者 三 島 宇 一 郎
印刷所 同 所 弘 文 堂

(東京市神田區今川小路二丁目四番地
電話本局九百六十五番)

發行所 東京堂 勉強堂 清水書店 東亞堂

販賣大
有原田 日 本
田中書堂
館店
積盛林岡
文文堂 平屋
堂
新櫻中
島橋井
屋書店
栗春服
原祥書
堂

近刊豫告

法學博士 高橋作衛著

平時國際法要領

漢文 平時國際公法

漢文 戰時國際公法

平時國際法理先例論

東京帝國大學教授
法學博士 高橋作衛先生著 (訂正五版)

平時國際法論

全紙數千〇七十頁
册正價金參圓
小包料金拾五錢

洋裝脊皮上製本

本書の最新の法理を説明するに正確な學說と先例とを以てせるに在
特色は

問題を掲げて要點を示

参考書を舉

術語の如きは原

等の如き

語を挿入し定義も成べく

原文を挿入せりされば必要の場合には之によりて原本に溯り蘊奥の原理を探究し得べ
く又初學の士受験者も之によりて綱要を知るを得べし文章は博士の執筆にかかる其流
暢明亮なること喋々を要せず

法學博士 高橋作衛先生著 (訂正再版)

國際法理先例論

戰時部

紙數九百五十頁 正價金貳圓五拾錢 小包料金拾五錢

國際法の著書多きも先例を集めたるもの無きは識者の遺憾とする所なり本書は高
橋博士が大學院在學中、艦隊の法律顧問として日清戰爭に從軍中并に歐洲留學中次第
に蒐集せられたる結果にして百數十件の實例を分類列舉し先例集としては本
邦唯一の著書と云ふも過言に非ず本書は先づ何人も解し得べき大體法理を掲げ次
に専門家にも參照となるべく諸學說と各國法規を掲げ終りに古來の先例を擧げて法理
を證明し困難なる實地問題も本書を繙けば忽ち氷解すべく研學者、實務家、通商航海
業家等の座右に備ふべき良書なり

國際外交論纂

高橋作衛先生獨力行刊 第一冊

第2冊 第3冊

沈撃號陞高號之陞號船英

全正價金四拾錢
菊版美本
郵稅金六錢

決解決問題洲滿洲博士七七
未顛顛草書意見見博士七七
研究題問題洲滿洲研究題問題洲

正價六拾錢
郵稅金六錢
正價六拾錢
郵稅金六錢

近刊 来由及將來宣言里巴

法學博士高橋作衛先生著

日露戰爭國際事件要論

全一冊
菊版洋裝美本
定價金五拾錢
郵稅金六錢

本書ノ内容大要

◎第一章日露ノ爭議○朝鮮ト滿洲
事件 ○第二章露國ノ通牒○「アリヤーク」艦長ノ旨○奈古浦丸五洋丸金州丸ノ擊沈○赤十字旗
通信船○無線電信○船ノ探偵○巴里ノ實例 ○第四章仁川港ニ於テ露國水兵ノ救助○英佛伊艦長ノ抗議
ル露艦○蘇士連河ノ入口○佛國ノ行爲○石炭供給問題○「マンチャール」號事件 ○第五章新聞
法學會ノ決議 ○第六章機械水雷ノ布設○公海ト領海ノ差○著者ノ意見○歐米諸新聞等ノ意見 ○第七章紅海ニ於ケ
ル「オシラス」號○米國主義○佛國主義○英國主義○蘇士連河○「ダーダネル」海峡○芝罘ト老鐵山トノ無線電信 ○第十章郵便局ノ特
權○「オシラス」號ノ地位○租借地ノ性質○戰勝ノ効果

本書ノ目的 日露戰爭開始以來起リタル國際法上ノ問題多シ其中英國「ローレンス」博士ノ已ニ論評セル最必要ノ問題ヲ採り其眞理由ヲ研究シ
歐洲學者ノ觀察ヲ邦人ニ紹介スルト同時ニ歐洲學者ノ誤謬ヲ匡正スルヲ目的トス

本書ノ體裁 行文平易流暢ニシテ至難ナル問題ヲ極メテ容易ニ了解シ得ベシ
吾人ハ何故ニ戰ヘルカ又戰爭ノ際起リタル問題ノ如何ナル性質ナルカハ國民トシテ知ラザルヲ耻ヅベシ本書ハ日
露戰爭ノ際起リタル國際事件ノ法理ヲ平易ニ解キタルモノニシテ政治家、教育家、法律家ハ勿論國民トシテ必ズ一
讀スペキ良書ニシテ書室ニ備ヘ置クベキ高尚ノ書ナリ

(第二版)

清水澄先生著

編壹第學法國 憲法篇

冊一全

頁百七數紙 入字文金皮脊裝洋
錢五拾料包小地內 圓貳金價正

學習院教授私立各大學講師

法學士

一本書は當代國法學界の明星として夙に出来
るるものなり
一本書は深遠なる憲法典を精密に類別釋明
せられたり
一本書は從來國法學者の宿題たる疑問を明
晰なる頭腦と雄健なる快筆とに依り悉く之
其要義を記するに容易ならしめたるは坊間の著書に曾て
其比を見ざる所なり

一本書

一本書は學習院教授として數年獨逸へ留學
し最も進歩せる國法學の法理を審究せられ
歸來復た同院教授として將た府下各私立大學の講師とし
て多年研鑽の考案に依り論述せられたるものにして一讀
を闡明せられたり

法學士 松原一雄先生著

新刑法論 汎論 各論

全紙數四百拾四頁
製本脊皮金字入
冊定價金壹圓五拾錢
内地小包料金拾錢

我國現今の刑法學は過渡時代にあり現行刑法將に改正せられんとして改正草案既に世に公
にせらるガロー、オルトラン、ブランシュ等佛國學者の呼聲漸く廢たれてリスト、フランク、
オルスハウゼン、マイヤー等の學說今や將に學界を支配しつゝあり本書は此の新趨勢を指
導するものにして現行刑法を爬羅剔抉して餘蘊解説論としては現行刑法なく立法論としては改
正草案を爬羅剔抉して餘蘊解説を駁吹して新刑法論の名に負むかざるなり判檢事諸君に
ては機上の益友であるべく辯護士諸君には座右必携の伴侶たるべく高等文官判檢事辯護士受験者諸君には最
良の参考書たるべく一般國民には必讀の良書たるべし

著者は幾に大學院に於て刑法を専攻し現に日本大學、専修學校等に於て刑法講義を擔任し且検事として刑法適用の實務に當り學說と實用との調和を謀り本著は是等研磨の結果にして

日本

刑法の研究又は

小嶋傳先生著

本
上
八
頁
百
圓
五
拾
錢
金
壹
圓
四
百
圓
地
價
金
壹
圓
洋
裝
數
脊
皮
上
卷
本
部之則總
內定紙洋
地價金壹圓
小包料金拾五
錢

適用に從事する諸

君に對し最良の参考書べき

は勿論文官高等判檢事辯護士の受驗者諸士には必讀の良書なり



帝國大學教授、大審院控訴院判檢事等諸先生執筆 ●日本大學發行

法制經濟通論

全一册 洋裝 脊皮 金
紙數九百頁餘字

正價金貳圓五拾錢

小包料金拾五錢

本書法律、經濟、の一般的知識を速成せしめんが爲め特に判事檢事諸氏

各自専攻の課目を分擔し平易簡明に講述せられたる合著にして本大學最新の出版に係る良書なり

成速 法制經濟講義錄

全七冊

紙數千三百餘頁 特賣價金貳圓 小包料金貳拾錢

揭載 戸水博士 法律學綱要、副島法學士 憲法、松本法學士 行政法、鈴木法學士 民
科 目 法、志田學士 商法、今村講師 民事訴訟法、平沼法學士 刑法、豊島法學士 刑事
訴訟法、高橋博士 國際公法、中村博士 國際私法、持地法學士 經濟學、民

日本法政新志

每月一回
六日發行
一冊前金五拾五錢
十二冊前金壹圓

郵稅不要

●論說には博士學士等の手に成れる雑誌傑作を載す
には法學家の專攻に依れる有益なる論文を載す
●資料なる参考の資料を掲ぐ
●寄書には法律の應用に必要ある有益なる論文を載す
●質疑には愛讀者諸君の質疑に對して親切懇篤なる解答を收む
●紙上には法學雑誌家好んで親切懇篤なる解答を收む
●問答には普く法學雑誌家の問題及答案を求める法理上の智識を交換するの具に供す
●判例には民刑行政等各箇の筆戦場たり
●雜報には法律界の時事問題及緊要記事
●漫錄には批判的摘要を收む
●法刀陸離には法律雑誌家の好材料たり
●漫錄には法律雑誌家の好材料たり
批評的法理眼を以て法界の時事を論評す
●法刀陸離には法學社界の通弊を熱罵冷嘲して之を刷新し刀光燐爛觸るゝ所斬れざるなし

發行所 東京神田三崎町 日本大學內
大賣捌 東京市神田區 今川小路 清水書店



